



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

○ 規則

- *9 和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則 （行政企画課）..... 1
- *10 知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則 （県民生活課）..... 2

○ 告示

- 264 都市計画事業の事業計画の変更認可 （下水道課）..... 3

○ 訓令

- *5 和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令 （技術調査課）..... 3

○ 公告

- 和歌山県民文化会館の指定管理者の指定 （文化学術課）..... 6
- 紀の川流域下水道の指定管理者の指定 （下水道課）..... 7
- 紀の川中流流域下水道の指定管理者の指定 （ " ）..... 7

○ 諸報

- 県営住宅等の管理の特例に係る公告 （和歌山県住宅供給公社）..... 7

規 則

和歌山県規則第9号

和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規則（平成18年和歌山県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
別表第1（第3条、第4条関係）	別表第1（第3条、第4条関係）														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">条例等</th> <th style="width: 50%;">規定</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成6年和歌山県規則第2号）</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>和歌山県指定金融機関等事務取扱規則（平成7年和歌山県規則第87号）</u></td> <td><u>第19条第1項</u></td> </tr> </table>	条例等	規定	略		知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成6年和歌山県規則第2号）	略	<u>和歌山県指定金融機関等事務取扱規則（平成7年和歌山県規則第87号）</u>	<u>第19条第1項</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">条例等</th> <th style="width: 50%;">規定</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成6年和歌山県規則第2号）</td> <td>略</td> </tr> </table>	条例等	規定	略		知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成6年和歌山県規則第2号）	略
条例等	規定														
略															
知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成6年和歌山県規則第2号）	略														
<u>和歌山県指定金融機関等事務取扱規則（平成7年和歌山県規則第87号）</u>	<u>第19条第1項</u>														
条例等	規定														
略															
知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成6年和歌山県規則第2号）	略														

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後初めて行われる保存（和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年和歌山県条例第23号）第2条第5号に規定する保存をいう。以下この項において同じ。）から適用し、同日前に行われた保存については、なお従前の例による。

和歌山県規則第10号

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成6年和歌山県規則第2号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託でこの規則の施行の日前に同法第2条第1項の許可を受けてその効力が生じたものについては、令和10年3月31日までの間は、なお従前の例による。

（和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規則の一部改正）

3 和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規則（平成18年和歌山県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																	
別表第1（第3条、第4条関係）		別表第1（第3条、第4条関係）																	
<table border="1"> <tr> <th>条例等</th> <th>規定</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>和歌山県種畜貸付並びに委託規則（昭和26年和歌山県規則第50号）</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	条例等	規定	略		和歌山県種畜貸付並びに委託規則（昭和26年和歌山県規則第50号）	略	略	略	<table border="1"> <tr> <th>条例等</th> <th>規定</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>和歌山県種畜貸付並びに委託規則（昭和26年和歌山県規則第50号）</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成6年和歌山県規則第2号）</td> <td>第27条（第3号中の許可に関する書類を除く。）</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	条例等	規定	略		和歌山県種畜貸付並びに委託規則（昭和26年和歌山県規則第50号）	略	知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成6年和歌山県規則第2号）	第27条（第3号中の許可に関する書類を除く。）	略	略
条例等	規定																		
略																			
和歌山県種畜貸付並びに委託規則（昭和26年和歌山県規則第50号）	略																		
略	略																		
条例等	規定																		
略																			
和歌山県種畜貸付並びに委託規則（昭和26年和歌山県規則第50号）	略																		
知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成6年和歌山県規則第2号）	第27条（第3号中の許可に関する書類を除く。）																		
略	略																		

（和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

4 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する公益信託の受託者が備えなければならない書類及び帳簿の和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年和歌山県条例第23号）第2条第5号に規定する保存については、この規則による改正後の和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規則別表第1の規定にかかわらず、令和10年3月31日までの間は、なお従前の例による。

告 示

和歌山県告示第264号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 施行者の名称
有田川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
吉備都市計画下水道事業 有田川町公共下水道
- 3 事業施行期間
自 平成15年10月7日
至 令和14年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

訓 令

和歌山県訓令第5号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県建設工事事務規程（昭和49年和歌山県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別記第3号様式（第7条関係） 建設工事請負契約書 略 （関連工事の調整） 第2条 略 <u>2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注</u>	別記第3号様式（第7条関係） 建設工事請負契約書 略 （関連工事の調整） 第2条 略

者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 略

2 請負代金内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。次項において同じ。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。次項において同じ。）及び建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。次項において同じ。）に係る掛金を明示するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、入札時に材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費及び建設業退職金共済契約に係る掛金が明示された工事費内訳書を提出した受注者は、当該工事費内訳書の提出をもって、請負代金内訳書の提出に代えることができる。

4 略

略

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 略

(2) 次に掲げる建設業法第26条第1項から第3項までの規定により置かなければならないとされている技術者

ア～エ 略

オ 特例監理技術者（建設業法第26条第4項に規定する特例監理技術者をいう。以下同じ。）及び監理技術者補佐（同条第3項第2号に規定する者をいう。以下同じ。）

(3) 略

2～5 略

略

(工期の変更方法)

第24条 略

2 略

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第57条のあつせん若しくは調停を請求したこと又は第58条の仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 略

2 略

3 第24条第3項の規定は、第1項の協議について準用する。

4 略

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 略

2～8 略

9 第24条第3項の規定は、第3項又は第7項の協議について準用する。

略

(前金払及び中間前金払)

第35条 略

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 略

2 請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費（次項において単に「法定福利費」という。）を明示するものとする。

3 入札時に法定福利費が明示された工事費内訳書を提出した受注者は、当該工事費内訳書の提出をもって、請負代金内訳書の提出に代えることができる。

4 略

略

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 略

(2) 次に掲げる建設業法第26条第1項から第3項までの規定により置かなければならないとされている技術者

ア～エ 略

オ 特例監理技術者（建設業法第26条第4項に規定する特例監理技術者をいう。以下同じ。）及び監理技術者補佐（同条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）

(3) 略

2～5 略

略

(工期の変更方法)

第24条 略

2 略

(請負代金額の変更方法等)

第25条 略

2 略

3 略

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 略

2～8 略

略

(前金払及び中間前金払)

第35条 略

2～5 略

6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。次項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条及び次条において同じ。)の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。

7～9 略

10 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

11 略

略

(前払金の使用等)

第37条 受注者は、前払金(中間前払金を除く。)をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、前払金額の100分の25を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

2 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

略

(解除に伴う措置)

第50条 略

2 略

3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第43条、第47条又は第48条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

注8

3 第1項の場合において、第35条(第61条において準用する場合を含む。)の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第38条及び第62条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出

2～5 略

6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。次項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第37条までにおいて同じ。)の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。

7～9 略

10 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

11 略

略

(前払金の使用等)

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうち前払金の100分の25以内の額に限り、この工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

略

(解除に伴う措置)

第50条 略

2 略

3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第43条、第47条又は第48条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

注8

3 第1項の場合において、第35条(第61条において準用する場合を含む。)の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第38条及び第62条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出

来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第43条、第47条又は第48条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4～9 略
(発注者の損害賠償請求等)

第51条 略

2～4 略

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

6 略

(受注者の損害賠償請求等)

第52条 略

2 第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

略

(賠償金等の徴収)

第56条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年3.0パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3.0パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

3 略

略

来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第43条、第47条又は第48条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4～9 略
(発注者の損害賠償請求等)

第51条 略

2～4 略

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

6 略

(受注者の損害賠償請求等)

第52条 略

2 第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

略

(賠償金等の徴収)

第56条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

3 略

略

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に締結している工事に係る請負契約については、なお従前の例による。

公 告

公 告

和歌山県民文化会館設置及び管理条例(昭和45年和歌山県条例第36号)第8条第1項の規定により、和歌山県民文化会館の指定管理者を次のとおり指定した。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定管理者 一般財団法人和歌山県文化振興財団
和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- 2 指定の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

公 告

和歌山県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成12年和歌山県条例第80号）第12条の規定により、紀の川流域下水道の指定管理者を次のとおり指定した。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定管理者 公益財団法人和歌山県下水道公社
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪470番地の1
- 2 指定の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

公 告

和歌山県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成12年和歌山県条例第80号）第12条の規定により、紀の川中流流域下水道の指定管理者を次のとおり指定した。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定管理者 公益財団法人和歌山県下水道公社
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪470番地の1
- 2 指定の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

諸 報

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年3月31日

和歌山県住宅供給公社理事長 友 井 泰 範

- 1 和歌山県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者
和歌山県住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う県営住宅等
和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）別表第1及び第2に掲げる県営住宅等
- 3 1で定める者が行う県営住宅等の管理の内容
 - (1) 2で定める県営住宅等のうち和歌山市、海南市、橋本市、有田市、紀の川市、岩出市、海草郡、伊都郡及び有田郡の区域に存する団地に係る管理の内容
 - ア 法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）による県営住宅等の管理
 - イ 県営住宅等の修繕に関する業務その他アに付随する業務
 - (2) 2で定める県営住宅等のうち、(1)に掲げる県営住宅等以外のものに係る管理の内容
和歌山県営住宅条例第4条に規定する入居者の募集及び同条例第9条第1項に規定する抽選に関する業務
- 4 1で定める者が県営住宅等の管理を行う期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで